

松江市空き家再生等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市空き家再生等推進事業補助金(以下「補助金」という。)については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存するおおむね1年以上使用されていない建築物で、今後も居住の用に供される見込みのない住宅又は従来の用途に供される見込みのない住宅以外のものをいう。

(2) 対象施設 滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象の空き家、補助対象事業、補助対象経費、補助金の交付率又は金額、終期及び補助対象者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市空き家再生等推進事業補助金
補助金交付の目的	空き家を対象施設に改修することにより、居住環境の改善及び地域活性化に資することを目的とする。
補助対象の空き家	次の各号の全てを満たすものとする。 (1) 耐震性能について、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合していること又は適合するように改修されるものであること。 (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)及び旅館業法(昭和23年法律第138号)等の関係法令に適合していること又は適合するように改修又は措置等が実施されるものであること。
補助対象事業	空き家を居住環境の改善又は地域活性化に資する対象施設に改修し、活用する事業とする。
補助対象経費	補助対象事業を実施するための改修工事に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費 (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事に要する経費

	<p>(3) 屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費</p> <p>(4) 壁紙の張替え等の内装の改修工事に要する経費</p> <p>(5) 耐震改修工事に要する経費</p> <p>(6) その他市長が認める工事に要する経費</p>
補助金の交付率又は金額	補助対象経費の3分の2の額（ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、上限70万円とする。ただし、耐震改修工事を併せて行う場合は上限140万円とする。
終期	令和7年3月31日
補助対象者の範囲	<p>対象となる空き家の所有者又は賃借人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>1 当該補助対象経費に国又は地方公共団体が交付する他の補助金の交付を受けていない者</p> <p>2 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていない者</p> <p>3 申請年度の3月31日までに補助事業が完了する者</p> <p>4 松江市税の滞納がない者</p> <p>5 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与していない者</p>

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書に次の各号に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 改修予定箇所の現況が確認できる写真
- (3) 土地及び建物の不動産登記事項証明書（発行の日から3か月以内のもの）
- (4) 土地又は建物の賃貸借契約書等、当該補助対象物件を使用及び改修等する権利を有する者であることを証明する書類（申請者が当該空き家及びその敷地の所有者でない場合のみ）
- (5) 補助対象事業の内容が分かる図書（事業計画書、平面図（改修前、改修後）、工事費見積書（補助対象経費が明確に判別できるもの）、耐震性を判断できる書類等）
- (6) 誓約書（申請内容に虚偽がないこと、補助事業の完了日から10年を経過するまでの間、改修後の空き家を継続的に活用すること等）
- (7) 松江市税の滞納がないことが分かる証明書
- (8) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(地域への説明)

第5条 申請者は、用途や運営方法など空き家の活用内容について、地域住民に事前に説明を行い、その状況を市長に報告しなければならない。なお、地域住民との関係において、実施する補助対象事業が適当でないと認められたときは、補助金の交付を取消す場合がある。

(関係権利者の承諾)

第6条 申請者が、当該空き家及びその敷地の所有者でない場合は、実施する補助対象事業について当該空き家の所有者の承諾を得なければならない。

2 前項の場合であって、当該空き家の所有者が複数の場合は、共有者の全員の承諾を得なければならない。ただし、当該空き家を賃借しようとする場合は、所有権の過半の持分を有する者の承諾で足りるものとする。

3 申請者が当該空き家の所有者の一人の場合は、実施する補助対象事業について他の所有者全員の承諾を得なければならない。ただし、当該空き家を賃貸しようとする場合は、所有権の過半の持分を有する者の承諾で足りるものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第12条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図面（改修箇所・改修方法等がわかる図面）
- (2) 施工状況写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 改修工事に要した費用の領収書の写し
- (5) 関係法令に適合していることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(改修後の空き家活用)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了日から10年を経過するまでの間、地域コミュニティの維持及び再生に資する用途で当該空き家を継続的に活用するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了日から10年を経過する前に当該空き家の活用を終了する場合は、既に交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。

(補助金の返還免除)

第9条 補助事業者が補助事業の完了日から10年を経過する前に当該空き家の活用を終了した理由が次の各号のいずれかによるものであるときは、市長は、補助事業者に対して前条第2項の規定による補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害により当該空き家が滅失又は著しく損壊したこと。
- (2) 補助事業者又はその同居家族の疾病により転居を要することとなったこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認められる場合

(状況報告・広報への協力)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

3 前項に基づく了承について、補助事業者が当該空き家の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくこととする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。